

令和7年3月24日
防 衛 省

1. 自衛隊法施行令第120条の「資料」とは、何を意味するのか「資料」の意味、具体的内容を明示あるいは列挙した規定等は存在するのか。存在すればそれを示されたい。同条に関し、2003年4月23日の衆院個人情報保護特別委員会における中村哲治議員による「自衛隊の募集に関し必要があると認めるときであれば、例えば住基報以外のものでも法的には出してもらえるのか」の質問に対する、宇田川新一・政府参考人(当時、防衛庁人事教育局長)の答弁「法文上はおっしゃるような解釈になるかと思えます」とする解釈は現在でも引き継がれているのか。

○ 自衛隊法第97条第1項においては、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、自衛隊法施行令第120条においては、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めると規定されているところ、この「必要な報告又は資料の提出」は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要なものに限られることから、防衛大臣は、これらの規定に基づき、当該募集に関し市町村長に対して、個人の氏名、生年月日、性別及び住所に関する資料の提出を求めており、この解釈に変更はない。

2. 2021年2月5日の「通知」には、「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」とあるが、住基台帳法の何条が自衛隊に「写し」を提供できる根拠となっているのか。

- 募集対象者に関する情報の地方公共団体から防衛省への提供は、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づくものである。
- 御指摘の通知文書については、当該文書発出以前から実施可能であった自衛隊法等に基づく住民基本台帳の一部の写しの国への提出について、可能であることを改めて明確化し、通知したものである。また、住民基本台帳に記載された情報の提供については、自衛隊法等に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではない。
- いずれにせよ、自衛官等の募集活動については、各地方公共団体とも連携しつつ、御協力を得て適切に対処していく。

3. 防衛省資料「令和 2 年度地方分権改革に関する提案募集に係る再検討会議要請について」で、提案に対する第 1 次回答で「複写機等による複写は、住民基本台帳法第 11 条第 1 項の『閲覧』の概念を超えるものであることから、同項の規定により、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない」とあるが、データや紙媒体による「資料」の提供は「『閲覧』の概念」を超えていないか。超えていないとすれば、その根拠は何か。

○ 自衛隊法施行令第 120 条により、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされており、御指摘の第 1 次回答にもあるように住民基本台帳の一部の写しは、自衛隊法施行令第 120 条の「資料」に含まれるものであり、この資料の「提供」は法令に基づく適法な事務である。

4. 自衛隊法施行令第120条は、自治体の長に対し「必要な報告又は資料の提出を求めることができる（下線は引用者）とあるが、これは自治体に名簿提供に応じる義務はなく、名簿提供に応じない自治体に対し、不利益（ペナルティー）は一切生じないということを確認できるか。

- 自衛隊法第97条第1項において「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされている。
- また、自衛隊法施行令第120条により、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、これらの法令上、自衛官等の募集は、法定受託事務として、地方公共団体の行う「事務」である。
- 防衛省としては、法令に基づき与えられた「事務」として、地方公共団体に対し資料の提出を求める一方、これを強制するものではなく、地方公共団体に対し丁寧な依頼している。

5. 「令和2年度地方分権改革に関する提案募集」(長崎県大村市、熊本県合志市ほか自治体の提案)で、提案に当たっての「具体的な支障」の1つには「自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体ごとに対応が異なることを強く非難される」とあり、自衛隊側が自治体に圧力をかけていることがうかがえるが、こうした事例があることを把握しているか。他に同様の事例があれば示されたい。また、それをどう考えるか。

- 地方公共団体から募集対象者に関する情報を提供していただくことは、募集対象者やその保護者の方々に、職業としての自衛官を正しく理解していただくための案内を送付するために必要である。引き続き、防衛省としての考え方を丁寧に御説明していく。

6. 2023年4月1日付けの個人情報保護法改正にともない、個人情報保護委員会は、自治体の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法第69条1項の「法令に基づく場合」に該当すれば、本人の同意なく個人情報を提供できるなどという見解を出した。自衛隊への個人情報の提供は、これに該当するのか。自衛隊法第97条以外の法令でそれに該当するものはあるのか。また、自衛隊法第97条以外の法令で国が自治体に個人情報の提供を求めた実績があるのか。そして実際に提供を受けたのか。それぞれ示されたい。

- 自衛隊法施行令第120条に基づく求めに地方公共団体が応じることは、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」に該当する。
- また、自衛隊法第97条第1項以外の法令で国が地方公共団体に個人情報の提供を求めた実績については、防衛省において網羅的に把握していないため、防衛省からお答えすることはできない。

7. 宛名シールを自衛隊に「提供」している自治体や、「提供」された電子データを宛名シールにしている自衛隊地本があるようだが、その場合、個人 4 情報のうち生年月日と性別は不要であり、4 情報を求めるのは募集業務に必要な内容以上の「資料」の「提供」「閲覧」を要求していることになるが、どうか。

- 自衛官等の募集に当たって、生年月日については、例えば、原則として募集種目ごとに募集対象年齢が異なっていることから対象年齢に該当する者に対して募集案内を送付するために必要である。
- また、性別については募集種目により、採用人員の差が設けられているところ、募集の状況を見てより募集の必要な性別の対象者に重点的に案内を送付することや女性については女性隊員の声を入れるなど男女で区別して案内を送付することも想定されるため必要である。

8. 2024 年度及び 2023 年度（あるいはそれ以前も含め）と 2020 年度以前で、1 年間で自衛隊が自治体から「提供」（住基台帳閲覧を除く）を受けた名簿は何人分になるか、住基台帳「閲覧」によって取得した名簿は何人分になるか、実際に募集案内等を送付したのは何人分になるか、それぞれ年齢別に示されたい。

- 全国の募集に関する案内の送付数については把握していないため、お答えできないことを御理解いただきたい。

9. 18歳の名簿は、本人が17歳のときに「提供」されるないし「閲覧」されることになる。未成年者の個人4情報を、保護者の同意を得ることなく取得することについてどう考えるか。

- 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村長が自衛隊地方協力本部に提出することは、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて都道府県知事及び市町村長に委任されている適法な事務であり、一般的には、御指摘の「募集対象者情報」の提供に際し、市町村長が当該募集の対象となる者本人から同意を得る必要はないものと承知している。

10. 個人4情報の「提供」に対して「除外申請」制度を設けている自治体があるが、その周知徹底は困難である。本来は、プライバシー権を侵害される当該個々人に対して、それを侵害する国・自衛隊側がその了解を得て「提供」を受けべきだと考えるがどうか。また、なぜそれをしないのか。

- 「除外申請」については、その制度を条例等により導入している地方公共団体において実施されているもの。したがって、その周知については、防衛省としてお答えする立場にはない。

11. 自治体から「提供」を受けた名簿、「閲覧」して書き写した名簿は、募集案内等の送付後はどのように扱われているか。また、どのように扱うかについては、誰がどのように扱うように指示しているか、ガイドラインはあるのか。それらの扱い方が正しく執行されているかどうかは、どう確認しているか。

- 防衛省が入手した自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる個人の氏名、生年月日等の情報は、同省において、個人情報保護に関する法律第69条の規定を踏まえ、利用目的の達成に必要な範囲でのみ保有することを徹底しており、また、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令等を制定し、当該情報の安全管理のための措置を講ずるなど適正に管理することとしている。

12. 陸自高等工科学校生、防衛大学及び防衛医科大学学生は自衛隊法第97条と同施行令120条の対象ではないと考えるがどうか。

- 防衛大学校、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒は、幹部自衛官等となるために専ら教育訓練の身を受ける者であり、学生及び生徒の募集であることから、自衛隊法第29条等の「防衛大臣の定める事務」として、防衛省の自衛隊地方協力本部が行っている。

13. 陸自高等工科学校募集のための住基台帳閲覧の根拠とされている自衛隊法第 29 条 1 項は、「地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。」と「地方協力本部」の業務を示しているだけだが、それがなぜ原則非公開の住基台帳の閲覧を求める根拠になるのか。「募集事務を行う」という定めだけで、なぜ募集のためならどんな手段も可能ということになるのか。

○ 防衛省としては、お尋ねの「自衛官等募集事務」については、住民基本台帳法第 11 条第 1 項に規定する「法令で定める事務」の遂行のために必要である場合に該当している適法な事務である。

14. 住基台帳法第 11 条には、「国又は地方公共団体の機関は法令で定める事の遂行のために必要である場合には」自治体に住基台帳の閲覧を請求できるとしているが、「必要な場合」とはどのような場合か、その定義と、自衛隊が閲覧を求める「必要」性について説明をされたい。

○ 防衛省としては、募集に関する案内の送付は、募集対象者やその保護者の方々に、職業としての自衛官を正しく理解していただくための重要な募集活動であり、それに際しては、地方公共団体から募集対象者に関する情報を提供いただくことが必要である。なお、御指摘の住民基本台帳法第 11 条第 1 項の「必要な場合」の意義については、防衛省としてお答えする立場にない。

15. 茨城地本が、自衛隊法施行令 120 条に該当しない陸自高等工科学校生徒募集に対して「資料の提出」を求め、この件について当該自治体などに「不適切な依頼であった」と謝罪したが、何が「不適切」だったのか、このような事態が生じた原因、他の地本で同様の事態が生じているのか、その調査はしているか。同様の事態が生じている場合、いつどこで生じたか明らかにされたい。さらに、再発防止策について説明されたい。

- 本来、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集に資する対象者情報については、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条ではなく、住民基本台帳法第 11 条第 1 項の閲覧申請により取得すべきところ、地本担当者の錯誤により、市町村担当者に対して誤って紙媒体での提出について依頼が行われたもの。
- また、本事案発覚時、全国の地方協力本部に対して同様の事例が無いか確認したところ、鹿児島地本において令和 5 年 12 月 19 日に茨城地本と同様の内容を依頼する文書を発簡していたが、同月 21 日、誤りに気づき、取り消しの文書を発簡していた。このような状況が確認されたことから、全国の地方協力本部に対して注意喚起等を行っている。

16. 自衛隊は、自衛官等の募集のために、高校3年生宅への戸別訪問活動を各地で行っている。職安法は自衛隊には適用されないが、1982年に労働省・文部省(当時)は自衛隊に対してもこのルールを守るよう申し入れを行っている。この申し入れの扱いは現在どうなっているか。自衛隊も民間や他の公務部門の採用ルールに従うべきだと考えるがどうか。従うことができないとしたら理由は何か。

- 御指摘の申し入れの際に、当時の防衛庁側から、自衛隊としては家庭訪問等により直接個々に広報せざるを得ないのが実情であると口頭回答をしているものと承知している。
- また、自衛官等の募集の重要性に鑑みれば、ダイレクトメールの送付や募集対象者の保護者の方などの意向を踏まえた家庭(戸別)訪問は、募集対象者やその保護者の方々に、自衛隊の任務や職務の内容、勤務条件などを含め、職業としての自衛官を正しく理解いただき、職業選択の一つとして検討していただけるよう丁寧に説明を行う重要な活動であり、その実施について御理解いただきたい。

17. 住基台帳の閲覧など、自衛官等の募集業務は、民間や他の公務部門の募集業務よりも優遇されているようであるが、なぜそのようなのか、それは適切と考えるのか。適切と考えるのであればその理由、根拠は何か。

- 自衛官等の採用は、自衛隊の人的基盤を支えるとともに、組織の精強性を維持する上で極めて重要であり、防衛省・自衛隊が自ら取り組む一方で、広く国民一般を対象とする採用業務について、地域社会と密接な繋がりを有する地方公共団体と連携することが必要不可欠であると考えている。
- このような趣旨から、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、都道府県知事及び市町村長に自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を委託している。なお、民間や他の公務部門への対応については、防衛省としてお答えする立場にはないことを御理解いただきたい。

18. 自衛官等の募集及び採用に際しては、自衛隊法第52条「服務の本旨」と同53条「服務の宣誓」を、どのタイミングでどのように伝え、説明しているか。これらは入隊後に署名捺印・宣誓するものとされるが、入隊前のフォローの段階、あるいはそれ以前の募集広報の段階で、この規定について積極的に周知・説明することはあるか。

- 防衛省としては、募集対象者に広報を行う際は、職業としての自衛隊が正しく理解されるよう努めているが、引き続き、募集対象者が必要とする情報を分かりやすく発信できるよう広報内容も含め不断に検討を行っていく。